

3. 申込みに必要な書類

入室申込みには次の①～⑤の書類が児童1人につき1部ずつ必要です。ただし、同時に2人以上申込む場合、④、⑥の書類についてはコピーでも結構です。

- ① 入室申込書
- ② 蕨市留守家庭児童指導室災害時引き渡しカード
- ③ 留守家庭児童指導室児童票
- ④ 入室を必要とする理由を証明する書類

事由	入室を必要とする理由を証明する書類	対象者
就 労	就労証明書（蕨市指定様式） ※保護者で事業主の方は、開業届・営業許可書・請負契約書・受注書等の事業を継続して実施していることが分かる書類を添付してください。	保護者および65歳未満の祖父母全員（住民票上は別世帯でも同居している祖父母分も必要です。） （保護者には事実婚の方も含まれます。）
就 学	在学（入学）証明書・カリキュラム等	
出 産	母子手帳の写し（保護者氏名、出産予定日記載欄）	
病 気	診断書（コピー可）	
障 害	障害者手帳の写し	
看護・介護	診断書（コピー可）、介護認定書等の写し	
災 害	り災証明書の写し（市民課発行）	
そ の 他	児童福祉課保育係へご相談ください	
求 職 中	誓約書（蕨市指定様式）	

⑤ 蕨市留守家庭児童指導室延長保育利用申込書（午後6時以降の保育希望者のみ）
（延長保育の承諾時間は就労証明書に記載されている時間＋通勤時間とします。）

⑥ 保育料算定に必要な書類（該当者のみ提出）

該当項目	提出書類	備考
令和3年1月1日蕨市に住民票がなかった方	令和3年度市町村民税（非）課税証明書	9月入室以降の申込みでは提出不要です。
令和4年1月1日蕨市に住民票がなかった方	令和4年度市町村民税（非）課税証明書	

※生計を一にする同居の祖父母等がいる場合、その方の（非）課税証明書も必要。

※申込書類について、記載事項に虚偽のあった場合には、申込が無効となります。

4. 申込受付

- ・当該年度入室申込受付……4月から11月までの毎月10日締め切り。
（締め切りが閉庁日の場合は、前開庁日が締め切りとなります。）
- ・新（翌）年度4月入室申込受付……毎年12月頃（詳細は市広報等をご覧ください。）

※夏休期間中の申込について

各指導室の定員に空きがあれば、夏休期間中のみの受け入れもしていますので、お問合せのうえお申込みください。なお保育料は、日割りできません。

- （1） 夏休み初日から入室希望……6月10日締切。6月下旬決定。
 - （2） 8月から入室希望……7月8日締切。7月下旬決定。
- 夏休み期間中のみで求職中の方はお申込みができませんので、ご注意ください。

5. 入室選考の順位

- （1） 1年生の新規児童
 - （2） 2～4年生までの継続児童
 - （3） 2～4年生の新規児童
 - （4） 5～6年生
- ・継続申込者は期限までに提出がない場合、また書類に不備がある場合等は継続できない場合があります。
- ・継続申込者につきましては、利用申込者が多数の場合、新規の低学年の入室を優先し継続できない場合があります。
- ・新規申込者は、入室希望者が定員を超える場合は選考となり、入室できない場合があります。

※小学校内の指導室につきましては、希望者が集中することが考えられますが、その際には、安全性等を配慮し、低学年児を優先的に入室させることとします。

よって、前年度小学校内の指導室に入室していた方も、次年度以降の継続の際には、小学校外の指導室に移っていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

また小学校以外の指導室についても、希望が集中した場合、次年度以降別の指導室に移っていただくことがあります。

6. 保育料

保育料は市町村民税額により決定します。世帯収入により年間の保育料が変更になります。

○4月～8月の保育料……令和3年度市町村民税額（令和2年1月～12月收入）で算定
○9月～翌3月の保育料……令和4年度市町村民税額（令和3年1月～12月收入）で算定

保育料基準表

階層	定 義	保 育 料
A	生活保護法等による被保護世帯・市町村民税非課税世帯	0円
B1	A階層を除き 市町村民税所 得割額が次の 区分に該当す る世帯	48,600円未満
B2		48,600円以上57,600円未満
B3		57,600円以上66,600円未満
B4		66,600円以上84,600円未満
B5		84,600円以上102,600円未満
B6		102,600円以上121,100円未満
B7		121,100円以上

（備考）

1. 世帯の階層については、児童と同一世帯で生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。）の方すべての課税額の合計により行う。
2. 市町村民税の額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等を控除する前の額。
3. 世帯の階層区分の認定に際し、当該世帯の責に帰すべき事由により認定することができない場合は、当該世帯についてはB7階層にあるものとみなす。

7. 入室の決定

- ・年度途中入室申込み…毎月下旬決定
※その月に入室できなかった場合、翌月以降空きがあれば選考対象となります。
- ※1月～3月の入室決定は原則行いません。
- ・新年度入室申込み…2月中旬決定。3月説明会。

8. 休室届

休む月の10日までに児童福祉課又は指導室に提出することにより、その月の保育料がかからなくなります。なお1か月間指導室をお休みする場合に限りです。（休室届を提出する場合は、利用している留守家庭児童指導室にご連絡ください。）

9. おやつ代

指導室では、午後3時30分頃におやつを出しており、保育料とは別におやつ代を徴収しております。指導室ごとに月額1,500円から2,000円までの範囲で定めております。

10. 保育時間と休室日

- (1) 保育時間
- ・午後1時から午後6時（午後6時～午後7時の延長保育あり）
 - ・春・夏・冬休み等は、午前8時30分から午後6時（上記の延長保育あり）
 - ・ただし、土曜日は、午前8時30分から午後6時
- ※延長保育の利用は、事前に利用承諾を受ける必要があります。
※延長保育は突発的な残業による利用はできません。
- (2) 休室日
- ・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・感染防止等のための学級閉鎖や学校閉鎖の期間など

11. わらびファミリー・サポート・センター

ちょっとした時間子どもを預かってほしい時や、指導室への送迎をお願いしたい等々のご相談は、**わらびファミリー・サポート・センター**でお受けしております。

【問合せおよび申込先】**わらびファミリー・サポート・センター**

社会福祉法人 **蕨市社会福祉協議会** TEL・FAX 048(443)1800

蕨市錦町3-3-27（蕨市総合社会福祉センター 2階）

令和4年度

留守家庭児童指導室

入室申込のてびき



蕨市役所

〒335-0004

蕨市中央4丁目21番29号
（市民会館内3階）

健康福祉部児童福祉課保育係

TEL 048(433)7758（直通）

E-mail jidou@city.warabi.saitama.jp

1. 留守家庭児童指導室とは

小学校に就学している6年生までの児童で、保護者の就労等により放課後などに保育が受けられない児童の健全な育成を図るため、生活指導を行うことを目的としています。

2. 入室の対象となる児童

入室の対象となる児童は、原則として、保護者が次のいずれかの事情により放課後保育に欠けることが常態で、市内に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童。

※「常態」とは、1日実働4時間以上かつ週（月曜日～土曜日のうち）4日以上放課後の保育に欠ける状態をいいます。

※ 育児休業取得期間中は入室の対象となりません。

No.	保 育 に 欠 け る 事 由
1	就 労 居宅外で就労のため、放課後に児童の保育に欠ける
	居宅内で家事以外の労働のため、放課後に児童の保育に欠ける
2	就 学 就学のため、放課後に児童の保育に欠ける
3	出 産 産前・産後のため、放課後に児童の保育に欠ける
4	病 気 病気又は負傷により、放課後に児童の保育に欠ける
	障 害 心身に障害を有しているため、放課後に児童の保育に欠ける
	看護・介護 同居の親族を常時看護・介護するため、放課後に児童の保育に欠ける
5	災 害 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため、放課後に児童の保育に欠ける
6	そ の 他 児童の家庭環境・交友関係の問題から、指導室で児童の保育を要する